

## 中小企業該当確認方法

### 1 中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義（①、②のいずれかを満たす）
製造業その他	①資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	①資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	①資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	①資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 ②常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### 2 上記業種については、日本標準産業分類によって分類致します。

中小企業基本法 上の類型	日本標準産業分類上の分類
製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 0（各種商品卸売業）・中分類 5 1（繊維・衣服等卸売業） 中分類 5 2（飲食料品卸売業）・中分類 5 3（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類 5 4（機器器具卸売業）・中分類 5 5（その他の卸売業）
小売業	大分類 I（卸売業、小売業）のうち 中分類 5 6（各種商品小売業）・中分類 5 7（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類 5 8（飲食料品小売業）・中分類 5 9（機械機器小売業） 中分類 6 0（その他の小売業）・中分類 6 1（無店舗小売業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 6（飲食店）・中分類 7 7（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち 中分類 3 8（放送業）・中分類 3 9（情報サービス業） 小分類 4 1 1（映像情報作成・配給業）・小分類 4 1 2（音声情報制作業） 小分類 4 1 5（広告制作業） 小分類 4 1 6（映像・音声・文字情報政策に附帯するサービス業） 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類 6 9 3（駐車場業）・中分類 7 0（物品賃貸業） 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類 7 5（宿泊業） 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）※ただし、小分類 7 9 1（旅行業）は除く 大分類 O（教育、学習支援業）・大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業）・大分類 R（サービス業<他に分類されないもの>）